

豊川市道路掘削及び路面復旧工事に関する要綱

平成30年4月

豊川市建設部道路維持課

(目的)

第1条 この要綱は、道路占用等により道路の掘削及び路面を復旧する工事を行う場合に遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(工事の施行)

第2条 占用者等は、工事の施行にあたって、この要綱に規定するもののほか、「土木工事標準仕様書(愛知県建設部)」、「道路構造の手引き(愛知県建設部)」、「自動車乗入口設置の手引き(愛知県)」、その他の各種法令基準によるものとし、疑義が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議しなければならない。

(工事現場の標示及び保安設備)

第3条 占用者等は、工事を施行するときは、次に掲げる設備を設置しなければならない。

- (1) 工事現場の起終点における道路標識、工事標示板等の標示設備
 - (2) 工事現場の周囲における保安柵並びに夜間における注意灯及び照明灯の保安設備
- 2 前項の規定による工事現場の標示設備及び保安設備の設置については、道路工事保安設備設置基準(愛知県建設部)によるものとする。

(事故の対策)

第4条 占用者等は、工事施行中の事故防止に万全を期するものとし、万一事故が発生したときは、直ちに道路管理者、豊川警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(掘削)

第5条 掘削は次に掲げる事項に留意し、施工しなければならない。

- (1) 掘削は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき安全に施工しなければならない。
- (2) 事前に地下構造物又は地下埋設物の調査を行い、それらに悪影響を来さないよう適切に施工しなければならない。また、必要に応じてそれらの管理者と協議調整を行い、立会を求めなければならない。
- (3) 掘削の範囲は、交通の開放を勘案した範囲に留めなければならない。
- (4) コンクリート又はアスファルトで舗装された道路を掘削する場合は、それぞれに適応した切断機を使用して、余分な範囲に影響を及ぼさないよう努めなければならない。
- (5) 掘削は、丁張りを設ける等丁寧に施工し、掘削土砂等は、直ちに搬出しなければならない。ただし、再使用に十分耐えうるものは、交通上支障のない場所に堆積し、道路管理者の承認を得て埋め戻しに使用することができる。
- (6) 軟弱地盤又は湧水地帯での掘削に際して水替えを行う場合は、その排水先に注意し、公共用水域の汚濁を招くことのないよう努めなければならない。

(7) 沿道土地利用者の道路への出入りに支障を来たさないよう措置を講じなければならない。

(8) 道路の平面交差部又は交通量が多い箇所では、非開削工法の採用等交通への悪影響を低減するよう努めなければならない。

(埋め戻しの時期)

第6条 掘削部は、原則として即日埋戻して復旧を行い、交通の開放を図らなければならない。ただし、非開削工法での立坑等は、交通規制について公安委員会等との協議を経たうえで第3条の規定による保安施設等を適切に設置し、交通の安全を確保することで掘削状態を継続することができるものとする。

(埋め戻しの方法)

第7条 埋め戻しは次に掲げる事項に留意し、施工しなければならない。

(1) 埋め戻しの転圧については、工事箇所が後日沈下することのないよう、「土木工事標準仕様書(愛知県建設部)」等に基づき適切に埋め戻さなければならない。

(2) 土留工を施工した場合の埋め戻しにおいては、土留工の撤去に伴う沈下を防止する措置を講じなければならない。

(3) 埋め戻しに使用する材料は、別紙第1号に掲げる材料で環境に有害な影響を与える物質を含まないものとし、それ以外の材料を使用する場合は、道路管理者の承認を得なければならない。

(仮復旧)

第8条 掘削部は、原則として加熱アスファルト合材により仮舗装し、交通開放をしなければならない。ただし、砂利道又は歩道のほか、幅員が狭く交通量が少ない市道又は小規模な掘削などで道路管理者の承認を得たものについては、埋め戻し完了後直ちに本復旧できるものとする。

(仮復旧の時期)

第9条 仮復旧は、占用者等において埋め戻し完了後直ちに、別紙第2号に掲げる構造で施工するとともに、安全確保のため路面標示等を仮塗装等で復旧し、原則として即日完成しなければならない。

(仮復旧路面の維持)

第10条 占用者等は、本復旧工事施行まで常に仮復旧箇所を巡回し、その路面に不良箇所等が生じたときは、直ちに修復しなければならない。

2 占用者等の管理期間中に陥没の予兆が確認された場合は、舗装面の補修にとどまらず、道路管理者へ連絡の上、陥没原因の調査等を行わなければならない。

3 占用者等は、道路管理者から仮復旧箇所の路面沈下、亀裂等の不良箇所について連絡があったときは、直ちに応急措置を行って、これを修復しなければならない。

(本復旧の方法)

第 1 1 条 本復旧工事は、掘削前の道路機能及び路面強度と同等以上に復旧するものとする。

(路面復旧工法)

第 1 2 条 路面復旧工事の舗装構成は、現況復旧を基本とするが、T = 5 cm (表層) + 2 5 cm (下層路盤) 以上の舗装構成とする (別紙第 2 号参照)。ただし、現況を勘案し、これにより難しい場合は道路管理者と協議するものとする。

2 路面復旧材料の品質及び配合は、別紙第 1 号に掲げる材料で環境に有害な影響を与える物質を含まないものとし、それ以外の材料を使用する場合は、道路管理者の承認を得なければならない。

3 路面標示、区画線、カラー塗装等は、交通規制及び交通安全確保のため、本復旧後速やかに溶融式ペイント等で復旧するものとする。

(本復旧範囲の決定)

第 1 3 条 本復旧の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本復旧の範囲は、掘削部分に影響範囲を加えたものとする。この場合において、影響範囲の算定については、道路法施行規則及び建設省・日本電信電話公社協定に準じ、復旧しようとする路盤 (上層路盤 + 下層路盤) の厚さとする。

(2) 掘削線に影響範囲を加え、その影響範囲線から舗装絶縁線 (道路端部や道路中心側の舗装継目) までの距離が 1.2m 以下の場合はこれを含めて復旧し、1.2m より大きい場合は影響範囲までとする (別紙第 3 号参照)。

(3) 本復旧の範囲以外に、明らかに当該工事の影響による亀裂、沈下等の異状が路面に生じている場合は、その箇所も本復旧の範囲に加える。

(4) 周辺路面の状況により、原形路面に復旧することが困難と認められる場合は、本復旧の範囲に近接する路面に施す表面処理等を本復旧工事に加える。

(5) 同じ占有者等で連続した引込工事の路面復旧において、影響範囲を含めた引込部の路面復旧範囲の間隔が 3.0m 以下の場合は、その部分も影響範囲に含めるものとする (別紙第 3 号参照)。

(6) 前各号により難しい場合は、道路管理者と協議する。

(本復旧の時期)

第 1 4 条 仮復旧を行わない場合は、事前に道路管理者の承認を得て、埋め戻し完了後速やかに施工しなければならない。

2 仮復旧を行った場合は、自然転圧期間を経た後、前条の規定に基づき本復旧の範囲を決定し、施工するものとする。この場合において自然転圧期間は、1 か月程度とするが、道路状況によっては道路管理者との協議によりこの期間を延長又は短縮することができる。

(工事中の指示)

第15条 占有者等は、工事施行中は特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において施工中随時必要と認める検査をするときは、協力しなければならない。また、検査に必要な材料、器具及び労力を遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取り替え、混合物の不良、仕上がり厚さの不足等による打ち替えその他の措置については、道路管理者の指示に従わなければならない。

(検査)

第16条 占有者等は、工事完了後速やかに、完了届とともに着手前写真、各工程における作業状況写真（埋め戻し、路盤、舗装等）、出来形写真及び竣工写真を道路管理者に各1部提出するものとする。ただし、豊川市発注の公共工事については、この限りでない。

2 道路管理者が復旧状態の確認を行い、復旧状態が良好でないとした場合は、道路管理者の指示に従い占有者等の負担において速やかに補修しなければならない。

(掘削の制限)

第17条 舗装工事が完了した道路における掘削は、工事完了後3年を経過しなければこれを認めない。ただし、災害その他やむを得ない事情によるものは道路管理者と協議するものとする。

(工事瑕疵)

第18条 占有者等は、占有物件等が原因で道路を損傷した場合は、工事完了からの期間にかかわらず、道路管理者の指示に従い占有者等の負担において直ちに補修しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第19条 前条の規定による占有者等の瑕疵により、第三者に損害を与えたときは、占有者等の責任において全て解決するものとする。

(疑義)

第20条 本要綱に定めない事項又は疑義が生じた場合については、道路管理者と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

路面復旧材料の品質および規格

1. 砕石およびアスファルト混合物の規格

路面復旧に用いる砕石およびアスファルト混合物は、土木工事標準仕様書（愛知県建設部）等の定めるところによる。

2. 埋め戻し土の規格

埋め戻しに用いる土砂については、路床、路体の別により、以下のとおりとする。

(1) 路床土

- ・路盤下面から 1.0 m の範囲を路床と考え、ここに埋め戻す土砂は設計 CBR 6 以上を確保できるよう、良質土を用いるか改良を施さなければならない。
- ・良質土の目安は修正 CBR 20 以上とするが、個別の計算により設計 CBR 6 以上が確保できる場合はこの限りでない。
- ・道路改良工事で既に路床に良質土が施工されている場合は、これを用いてよい。
- ・現場発生土が良好な場合は、試験等により品質を確認し、舗装断面の設計検討を行って道路管理者と協議し、承認を得た場合はこれを用いることが出来る。
- ・セメント等により改良を施す場合は、施行方法や改良の程度を計算の上で道路管理者と協議し、承諾を得なければならない。なお、その場合は地下水等の環境への影響も十分検討し、所定の検査等を行わなければならない。

(2) 路体土

- ・路盤下面から 1.0 m の範囲を路床と考え、それ以深を路体とする。
- ・路体に用いる土砂は設計 CBR 6 以上を確保できるよう、締め固めに適した土砂を用いるか、改良を施さなければならない。
- ・現場発生土を用いる場合は、道路管理者の承諾を得なければならない。

(3) 現場地盤不良時の対応

- ・現場地盤が軟弱土、有機質土、ヘドロ等の不良地盤である場合は、道路管理者と協議し、復旧工法の指示を受けなければならない。

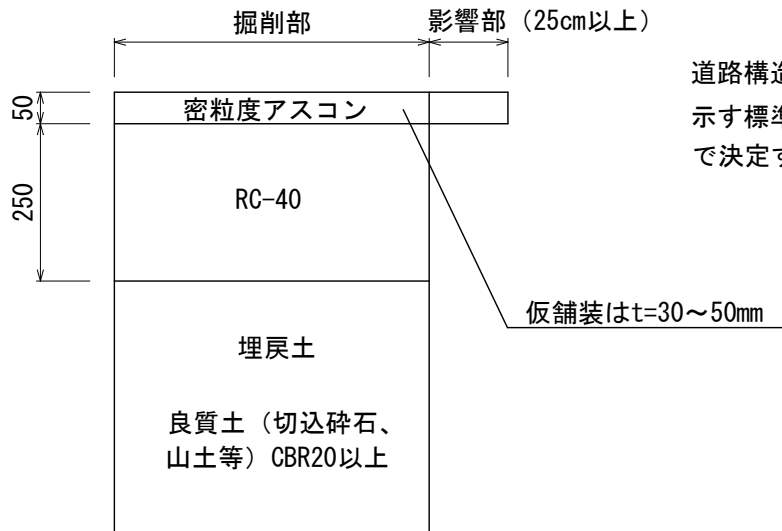
道路掘削跡復旧標準構造図

別紙第2号

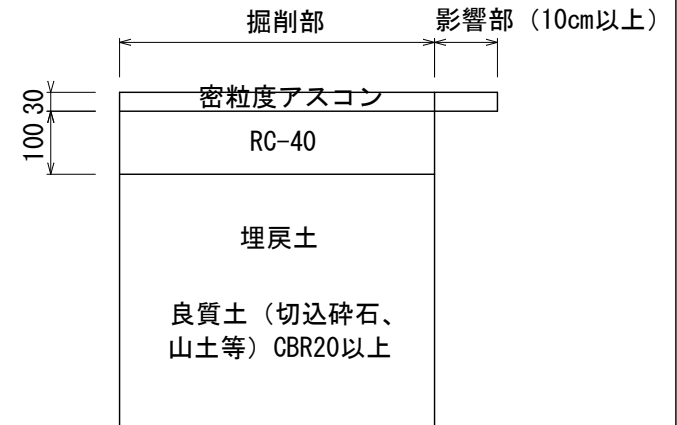
<道路幅員6.0m以下の場合>

<道路幅員6.0m超の場合>

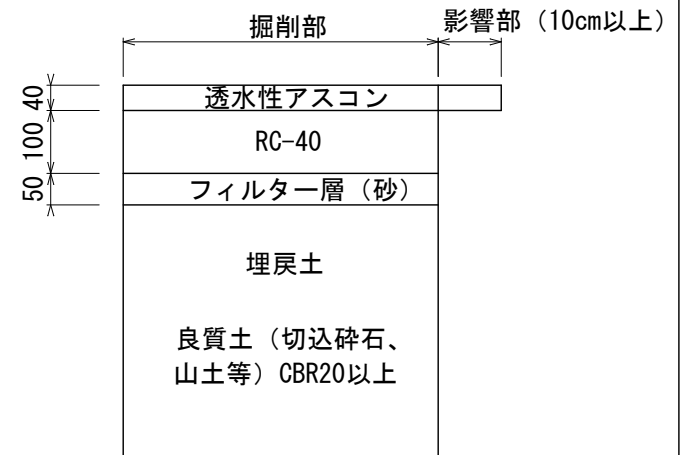
<歩道（アスファルト舗装）の場合>



道路構造の手引き（愛知県建設部）に示す標準舗装構成を参考に、協議の上で決定する。



<歩道（透水性舗装）の場合>



- 注1：影響部の幅および仮舗装の厚さについては道路管理者と協議のうえで決定する。
 注2：埋め戻しは、一層の仕上がり厚20cm以下とし、各層ごとに締め固めなければならない。
 注3：乗入口については、自動車乗入口設置の手引き（愛知県）を参考に協議のうえで決定する。
 注4：ここに示された以外のものは、協議のうえで決定する。

路面復旧の影響範囲

